

積算基準	土木
現場中間検査	要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 8年度				
設計年月	令和 年 月				
予算科目	款	項	目	節	
工事場所	京都市上京区宮垣町他地内				
路線名又は河川名等					
工事名	河原町通道路改良（その3）工事				
工期	契約日の翌日から令和 9年 3月15日まで				
事業課(所)名	道路建設室	単価使用年月	令和 年 月		
工事番号		歩掛適用年月	令和 年 月		
変更回数		基準適用年月	令和 年 月		
主工種		単価地区			
前払金支出		調整区分			

京都市 建設局

チェック欄
<input type="checkbox"/>

工事概要

工事延長				m	525
側溝工(管(函)渠型側溝)	m	221	縁石工	m	414
道路打換え工	m2	1,030	オーバーレイ工	m2	1,764
ブロック舗装工	m2	682	道路照明設備設置工	式	1

施工理由

本工事は、河原町通無電柱化事業に伴うバリアフリー化工事であり、歩行空間の改善を行い、通行者の安全を確保するものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工事価格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給品費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

京都市 建設局

積算参考資料（間接費補正一覧）

単価使用年月	2026年2月	
歩掛適用年月	2026年2月	
基準適用年月	2026年2月	
単価地区	2601: I地区	
調整区分	本附帯工事	
現場環境改善費（率計上）		
市街地補正	市街地	
共通仮設費（率計上）		
主たる工種	13:道路維持工事	
施工地域等補正	大都市（2）	1.5
I C T 施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	補正なし	1.00
現場管理費		
施工地域等補正	大都市（2）	1.2
I C T 施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料（本工事）

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込）等の区分	備考
道路土工	残土処理工	残土等処分	レキ質土		m3	3,350	処分費	管理費区分T
道路土工	残土処理工	残土等処分	レキ質土		m3	5,300	処分費	管理費区分T, 夜間
道路土工	残土処理工	廃路盤処分	廃路盤材		m3	7,140	処分費	管理費区分T, 夜間
排水構造物工	残土処理工	残土等処分	レキ質土		m3	3,350	処分費	管理費区分T
舗装工	ブロック舗装工(3)	上層路盤	路盤材種類:路盤材(瀝青安定処理材各種),路盤材規格:再生As安定処理(25),仕上り厚:70mm		m2	4,101	材工共	夜間
道路植栽工	道路植栽工	植樹(高木)	高木幹周20cm以上40cm未満		本	57,940	材工共	
道路附属施設工	道路照明設備設置工	道路照明灯建柱 LL-10	メッキ後ウレタン塗装,貼紙防止塗装,タールエボキシ樹脂塗装,クリスキャップ		基	554,300	材工共	
道路附属施設工	道路照明設備設置工	道路照明灯建柱 LL-11	メッキ後ウレタン塗装,貼紙防止塗装,タールエボキシ樹脂塗装,クリスキャップ		基	1,829,000	材工共	
道路附属施設工	道路照明設備設置工	道路照明灯建柱 LL-12	メッキ後ウレタン塗装,貼紙防止塗装,タールエボキシ樹脂塗装,制御器ダクト加工,クリスキャップ		基	2,532,000	材工共	
道路附属施設工	道路照明設備設置工	道路照明灯建柱 LL-13	メッキ後ウレタン塗装,貼紙防止塗装,タールエボキシ樹脂塗装,制御器ダクト加工,クリスキャップ		基	1,473,000	材工共	
道路附属施設工	道路照明設備設置工	道路照明灯建柱 RL-13	メッキ後ウレタン塗装,貼紙防止塗装,タールエボキシ樹脂塗装,制御器ダクト加工,クリスキャップ		基	2,503,000	材工共	
道路附属施設工	道路照明設備設置工	道路照明灯建柱 RL-14	メッキ後ウレタン塗装,貼紙防止塗装,タールエボキシ樹脂塗装,クリスキャップ		基	1,878,000	材工共	
道路附属施設工	道路照明設備設置工	道路照明灯建柱 RL-15	メッキ後ウレタン塗装,貼紙防止塗装,タールエボキシ樹脂塗装,制御器ダクト加工,クリスキャップ		基	1,473,000	材工共	

見積参考資料（本工事）

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込） 等の区分	備考
道路付属施設工	電線共同溝柵蓋高調整工	電力柵蓋高調整工			箇所	207,100	施工費	
道路付属施設工	電線共同溝柵蓋高調整工	通信柵蓋高調整工			箇所	166,200	施工費	
道路付属施設工	電線共同溝柵蓋高調整工	HH柵蓋高調整工			箇所	121,700	施工費	
樹木伐採撤去工	樹木伐採撤去工	低木撤去	H<60cm		m2	1,127	施工費	
樹木伐採撤去工	樹木伐採撤去工	高木撤去	90cm≦C<120cm		本	90,080	施工費	
樹木伐採撤去工	樹木伐採撤去工	樹木運搬	枝葉・根		回	5,725	施工費	
樹木伐採撤去工	樹木伐採撤去工	樹木運搬	幹		回	5,725	施工費	

見積参考資料（公共関連）

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込）等の区分	備考
区画線工	区画線工	矢羽根（幹線道路）	800×1600, 排水性As		箇所	16,240	材工共	夜間
区画線工	区画線工	矢羽根（生活道路）	600×720, 密粒度As		箇所	10,820	材工共	夜間
区画線工	区画線工	自転車マーク（幹線道路）	800×1200, 排水性As		箇所	15,000	材工共	夜間
区画線工	区画線工	自転車マーク（生活道路）	600×600, 密粒度As		箇所	9,816	材工共	夜間
信号設備工	信号設備工	信号設備設置	A		箇所	2,177,000	材工共	
信号設備工	信号設備工	信号設備設置	B		箇所	939,900	材工共	
信号設備工	信号設備工	信号設備設置	C		箇所	140,800	材工共	
信号設備工	信号設備工	信号設備設置	D		箇所	968,200	材工共	
信号設備工	信号設備工	信号設備設置	E		箇所	1,502,000	材工共	
信号設備工	信号設備工	信号設備設置	F		箇所	521,100	材工共	
信号設備工	信号設備工	信号設備設置	G		箇所	1,196,000	材工共	
信号設備工	信号設備工	信号設備設置	I		箇所	1,263,000	材工共	

見積参考資料（公共関連）

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込）等の区分	備考
信号設備工	信号設備工	信号設備設置	地中及びシステム柱ケーブル		箇所	1,861,000	材工共	
信号設備工	信号設備工	信号設備撤去	B		箇所	474,400	施工費	
信号設備工	信号設備工	信号設備撤去	C		箇所	346,900	施工費	
信号設備工	信号設備工	信号設備撤去	D		箇所	225,500	施工費	
信号設備工	信号設備工	信号設備撤去	E		箇所	367,100	施工費	
信号設備工	信号設備工	信号設備撤去	F		箇所	28,650	施工費	
信号設備工	信号設備工	信号設備撤去	G		箇所	245,500	施工費	
信号設備工	信号設備工	信号設備撤去	I		箇所	245,500	施工費	
信号設備工	信号設備工	信号設備撤去	ケーブル他		箇所	151,400	施工費	

設計内訳書（本工事）

工事名	河原町通道路改良（その3）工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路改良		式	1				
道路土工		式	1				
掘削工		式	1				
掘削	土質:土砂,施工方法:上記以外(小規模),施工数量: 小規模(標準)	m3	160				(概)
掘削工 夜間		式	1				
掘削	土質:土砂,施工方法:上記以外(小規模),施工数量: 小規模(標準)	m3	20				(概)
残土処理工		式	1				
土砂等運搬 残土	土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	10				
残土等処分	レキ質土	m3	10				
残土処理工 夜間		式	1				
土砂等運搬 廃路盤	土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	70				
土砂等運搬 残土	土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	20				
廃路盤処分	廃路盤	m3	70				

設計内訳書（本工事）

工事名	河原町通道路改良（その3）工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
残土等処分	レキ質土	m3	20				
排水構造物工		式	1				
作業土工		式	1				
床掘り 参考数量	土質:土砂	m3	90				(概)
埋戻し 参考数量	土質区分:土砂,土質:流用土	m3	70				(概)
残土処理工		式	1				
土砂等運搬 残土	土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	7				
残土等処分	レキ質土	m3	7				
側溝工		式	1				
管(函)渠型側溝	据付,200mm以上300mm以下,基礎砕石有り	m	204				(概)
管(函)渠型側溝	据付,200mm以上300mm以下,基礎砕石有り,φ300 ス リット狭窄金具装着:3個/m	m	17				(概)
現場打街渠板工(Ⅱ型)	一般部	m	1				(概)
現場打街渠板工(Ⅱ型)	段差部	m	4				(概)

設計内訳書（本工事）

工事名	河原町通道路改良（その3）工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
現場打街渠板工(Ⅱ型)	切下げ部（横断部）	m	49				(概)
管渠工		式	1				
暗渠排水管	作業区分:据付・撤去,管種別:直管,管径:50~150m	m	13				(概)
フィルター材	フィルター材料:山砂(洗い・真砂土,75μm通過6%以下)	m ³	4				(概)
集水樹・マンホール工		式	1				
管(函)渠型側溝用集水樹	据付,200kgを超え400kg以下,基礎砕石有り,歩車道境界ブロックA種(水抜きブロック)	基	1				(概)
現場打ち街渠樹	集水樹・街渠樹種類:現場打材,コンクリート規格:18-8-40(高炉),法面作業補正:無し	箇所	13				(概)
蓋版	鋼製グレーチング(ますぶた),500×500,T-25,普通目,すべり止め型,40kg/枚以下,110°開閉式	枚	12				(概)
蓋版	鋼製グレーチング(ますぶた),500×500,T-25,細目,すべり止め型,40を超え170kg/枚以下,110°開閉式	枚	1				(概)
縁石工		式	1				
縁石工		式	1				
歩車道境界ブロック(A種)	一般部1(セミフラット)	m	126				(概)
歩車道境界ブロック(A種)	段差部1	m	23				(概)

設計内訳書（本工事）

工事名	河原町通道路改良（その3）工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
歩車道境界ブロック(A種)	切下げ部(乗入部)	m	42				(概)
歩車道境界ブロック(A種)	切下げ部1(横断部)	m	23				(概)
歩車道境界(A種)	一般部2	m	1				(概)
歩車道境界(A種)	段差部2	m	4				(概)
歩車道境界(A種)	切下げ部2(横断部)	m	42				(概)
地先境界ブロック 植樹ブロック2号(直形)	ブロック規格:各種(600mm以下, 50kg未満)	m	110				(概)
地先境界ブロック 植樹ブロック3号(コーナー形)	ブロック規格:各種(600mm以下, 50kg未満)	m	12				(概)
舗装工		式	1				
路面切削工 夜間		式	1				
路面切削	施工区分・平均切削深さ:全面切削6cm以下, 段差 すりつけ作業有り	m2	630				
殻運搬(路面切削)	殻種別:アスファルト殻	m3	7				
殻処分	殻種別:アスファルト殻(切削)	m3	7				
道路打換え工(1) 夜間		式	1				

設計内訳書（本工事）

工事名	河原町通道路改良（その3）工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
舗装版破碎(急速施工) とりこわし掘削積込	全層打換え, 舗装版種別:アスファルト舗装版, 舗装版厚: 5cm	m2	110				
下層路盤 路盤の敷均し転圧	全層打換え, 路盤材種類:各種, 再生粒度調整碎石R M-30, 仕上り厚:300mm	m2	110				
上層路盤 舗装の敷均し転圧	全層打換え, 路盤材種類:路盤材(瀝青安定処理材 各種), 路盤材規格:再生As安定処理(25), 仕上り厚 :150mm	m2	110				
基層 舗装の敷均し転圧	全層打換え, 材料種類:再生粗粒度As混合物(20), 舗装厚:55mm	m2	110				
排水性舗装・表層(車道・路肩部)	種類:ポ ーラスアスファルト混合物(13), 舗装厚:45mm, 平均 幅員:2.4m以上, 導水バ イア 無し	m2	110				
道路打換え工(2) 夜間		式	1				
舗装版破碎(急速施工) とりこわし掘削積込	全層打換え, 舗装版種別:アスファルト舗装版, 舗装版厚: 5cm	m2	29				
下層路盤 路盤の敷均し転圧	全層打換え, 路盤材種類:各種, 再生粒度調整碎石R M-30, 仕上り厚:170mm	m2	29				
上層路盤 舗装の敷均し転圧	全層打換え, 路盤材種類:路盤材(瀝青安定処理材 各種), 路盤材規格:再生As安定処理(25), 仕上り厚 :150mm	m2	29				
基層 舗装の敷均し転圧	全層打換え, 材料種類:再生粗粒度As混合物(20), 舗装厚:60mm	m2	29				
排水性舗装・表層(車道・路肩部)	種類:ポ ーラスアスファルト混合物(13), 舗装厚:40mm, 平均 幅員:2.4m以上, 導水バ イア 無し	m2	29				
道路打換え工(3) 夜間		式	1				
舗装版破碎(急速施工) とりこわし掘削積込	全層打換え, 舗装版種別:アスファルト舗装版, 舗装版厚: 5cm	m2	6				

設計内訳書（本工事）

工事名	河原町通道路改良（その3）工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
下層路盤 路盤の敷均し転圧	全層打換え, 路盤材種類:各種, 再生粒度調整碎石R M-30, 仕上り厚:300mm	m2	6				
上層路盤 舗装の敷均し転圧	全層打換え, 路盤材種類:路盤材(瀝青安定処理材 各種), 路盤材規格:再生As安定処理(25), 仕上り厚: 150mm	m2	6				
基層 舗装の敷均し転圧	全層打換え, 材料種類:再生粗粒度As混合物(20), 舗装厚:55mm	m2	6				
排水性舗装・表層(車道・路肩部)	種類:ポーラスアスファルト混合物(13), 舗装厚:45mm, 平均 幅員:2.4m以上, 導水パイプ無し	m2	6				
セメントミルク浸透	施工厚:45mm, 超速硬型	m2	6				
道路打換え工(4) 夜間		式	1				
舗装版破碎(急速施工) とりこわし掘削積込	全層打換え, 舗装版種別:アスファルト舗装版, 舗装版厚: 5cm	m2	100				
下層路盤 路盤の敷均し転圧	全層打換え, 路盤材種類:各種, 再生粒度調整碎石R M-30, 仕上り厚:130mm	m2	102				
上層路盤 舗装の敷均し転圧	全層打換え, 路盤材種類:路盤材(瀝青安定処理材 各種), 路盤材規格:再生As安定処理(25), 仕上り厚: 150mm	m2	102				
基層 舗装の敷均し転圧	全層打換え, 材料種類:再生粗粒度As混合物(20), 舗装厚:60mm	m2	102				
排水性舗装・表層(車道・路肩部)	種類:ポーラスアスファルト混合物(13), 舗装厚:40mm, 平均 幅員:2.4m以上, 導水パイプ無し	m2	102				
道路打換え工(5) 夜間		式	1				
舗装版破碎(急速施工) とりこわし掘削積込	全層打換え, 舗装版種別:アスファルト舗装版, 舗装版厚: 5cm	m2	5				

設計内訳書（本工事）

工事名	河原町通道路改良（その3）工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
下層路盤 路盤の敷均し転圧	全層打換え, 路盤材種類:各種, 再生粒度調整碎石R M-30, 仕上り厚:130mm	m2	5				
上層路盤 舗装の敷均し転圧	全層打換え, 路盤材種類:路盤材(瀝青安定処理材 各種), 路盤材規格:再生As安定処理(25), 仕上り厚: 150mm	m2	5				
基層 舗装の敷均し転圧	全層打換え, 材料種類:再生粗粒度As混合物(20), 舗装厚:60mm	m2	5				
排水性舗装・表層(車道・路肩部)	種類:ポーラスアスファルト混合物(13), 舗装厚:40mm, 平均 幅員:2.4m以上, 導水パイプ無し	m2	5				
セメントミルク浸透	施工厚:40mm, 超速硬型	m2	5				
道路打換え工(6) 夜間		式	1				
舗装版破碎(急速施工) とりこわし掘削積込	全層打換え, 舗装版種別:アスファルト舗装版, 舗装版厚: 25cm	m2	180				
下層路盤 路盤の敷均し転圧	全層打換え, 路盤材種類:各種, 再生粒度調整碎石R M-30, 仕上り厚:130mm	m2	181				
上層路盤 舗装の敷均し転圧	全層打換え, 路盤材種類:路盤材(瀝青安定処理材 各種), 路盤材規格:再生As安定処理(25), 仕上り厚: 150mm	m2	181				
基層 舗装の敷均し転圧	全層打換え, 材料種類:再生粗粒度As混合物(20), 舗装厚:60mm	m2	181				
排水性舗装・表層(車道・路肩部)	種類:ポーラスアスファルト混合物(13), 舗装厚:40mm, 平均 幅員:2.4m以上, 導水パイプ無し	m2	181				
道路打換え工(7) 夜間		式	1				
舗装版破碎(急速施工) とりこわし掘削積込	全層打換え, 舗装版種別:アスファルト舗装版, 舗装版厚: 25cm	m2	6				

設計内訳書（本工事）

工事名	河原町通道路改良（その3）工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
下層路盤 路盤の敷均し転圧	全層打換え, 路盤材種類: 各種, 再生粒度調整砕石R M-30, 仕上り厚: 130mm	m2	6				
上層路盤 舗装の敷均し転圧	全層打換え, 路盤材種類: 路盤材(瀝青安定処理材 各種), 路盤材規格: 再生As安定処理(25), 仕上り厚 : 150mm	m2	6				
基層 舗装の敷均し転圧	全層打換え, 材料種類: 再生粗粒度As混合物(20), 舗装厚: 60mm	m2	6				
排水性舗装・表層(車道・路肩部)	種類: ホーラスアスファルト混合物(13), 舗装厚: 40mm, 平均 幅員: 2.4m以上, 導水パイプ無し	m2	6				
セメントミルク浸透	施工厚: 40mm, 超速硬型	m2	6				
道路打換え工(8) 夜間		式	1				
舗装版破碎(急速施工) とりこわし掘削積込	舗装版のみの打換え, 舗装版種別: アスファルト舗装版, 舗装版厚: 5cm	m2	98				
基層 舗装の敷均し転圧	舗装版のみの打換え, 材料種類: 再生粗粒度As混 合物(20), 舗装厚: 50mm	m2	98				
表層 舗装の敷均し転圧	舗装版のみの打換え, 材料種類: 再生密粒度As混 合物(13), 舗装厚: 40mm	m2	98				
道路打換え工(9) 夜間		式	1				
舗装版破碎(急速施工) とりこわし掘削積込	舗装版のみの打換え, 舗装版種別: アスファルト舗装版, 舗装版厚: 9cm	m2	120				
不陸整正	舗装版のみの打換え	m2	118				
基層 舗装の敷均し転圧	舗装版のみの打換え, 材料種類: 再生粗粒度As混 合物(20), 舗装厚: 50mm	m2	118				

設計内訳書（本工事）

工事名	河原町通道路改良（その3）工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
表層 舗装の敷均し転圧	舗装版のみの打換え, 材料種類:再生密粒度As混合物(13), 舗装厚:40mm	m2	118				
オーバーレイ工(1) 夜間		式	1				
基層	種類:再生粗粒度As混合物(20), 舗装厚:70mm, 平均幅員:3.0m超	m2	1,640				
排水性舗装・表層(車道・路肩部)	種類:ポラスアスファルト混合物(13), 舗装厚:40mm, 平均幅員:2.4m以上, 導水パイプ無し	m2	1,640				
オーバーレイ工(2) 夜間		式	1				
基層	種類:再生粗粒度As混合物(20), 舗装厚:66mm, 平均幅員:3.0m超	m2	26				
排水性舗装・表層(車道・路肩部)	種類:ポラスアスファルト混合物(13), 舗装厚:40mm, 平均幅員:2.4m以上, 導水パイプ無し	m2	26				
セメントミルク浸透	施工厚:40mm, 超速硬型	m2	26				
ブロック舗装工(1)		式	1				
フィルター層	材料種類:山砂(洗い・真砂土, 75 μ m通過6%以下), 仕上り厚:50mm	m2	302				
路盤	路盤材種類:再生クラッシュヤーン(RC-30), 仕上り厚:100mm	m2	302				
透水シート	長繊維ポリエステル系不織布	m2	302				
インターロッキングブロック舗装	ブロック規格:特殊品, 直線配置, 厚6cm, 敷材種類:砂(クッション用), 敷材料:30mm	m2	302				

設計内訳書（本工事）

工事名	河原町通道路改良（その3）工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
ブロック舗装工(1) 夜間		式	1				
フィルター層	材料種類:山砂(洗い・真砂土,75 μ m通過6%以下), 仕上り厚:50mm	m2	200				
路盤	路盤材種類:再生クラッシャーレン(RC-30),仕上り厚:100m	m2	200				
透水シート	長繊維ホ [®] ポリエステル系不織布	m2	200				
インターロッキング [®] ブロック舗装	ブロック規格:特殊品,直線配置,厚6cm,敷材種類:砂(クッション用),敷材料:30mm	m2	200				
ブロック舗装工(2)		式	1				
フィルター層	材料種類:山砂(洗い・真砂土,75 μ m通過6%以下), 仕上り厚:50mm	m2	79				
路盤	路盤材種類:再生クラッシャーレン(RC-30),仕上り厚:150m	m2	79				
透水シート	長繊維ホ [®] ポリエステル系不織布	m2	79				
インターロッキング [®] ブロック舗装	ブロック規格:特殊品,直線配置,厚6cm,敷材種類:砂(クッション用),敷材料:30mm	m2	79				
ブロック舗装工(3) 夜間		式	1				
下層路盤	路盤材種類:再生クラッシャーレン(RC-30),仕上り厚:100m	m2	74				
上層路盤	路盤材種類:路盤材(瀝青安定処理材各種),路盤材 規格:再生As安定処理(25),仕上り厚:70mm	m2	74				

設計内訳書（本工事）

工事名	河原町通道路改良（その3）工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
インターロッキングブロック舗装	ブロック規格:特殊品,直線配置,厚8cm,敷材種類:砂(クッション用),敷材料:30mm	m2	74				
ブロック舗装工(4)		式	1				
路盤	路盤材種類:再生クラッシュヤーン(RC-30),仕上り厚:100mm	m2	16				
特殊ブロック 点状・線状ブロック	作業区分:設置,ブロック規格:30cm×30cm	m2	16				
ブロック舗装工(4) 夜間		式	1				
路盤	路盤材種類:再生クラッシュヤーン(RC-30),仕上り厚:100mm	m2	11				
特殊ブロック 点状・線状ブロック	作業区分:設置,ブロック規格:30cm×30cm	m2	11				
区画線工		式	1				
区画線工 夜間		式	1				
溶融式区画線 (白・実線・15cm)	施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:実線15cm,塗布厚:1.5mm,排水性舗装:有り	m	270				
溶融式区画線 (白・破線・15cm)	施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:破線15cm,塗布厚:1.5mm,排水性舗装:有り	m	71				
溶融式区画線 (白・ゼブラ・45cm)	施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:ゼブラ45cm,塗布厚:1.5mm,排水性舗装:有り	m	160				
溶融式区画線 (矢印・記号・文字,白,15cm) (8.9m/箇所)	施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:矢印記号15cm,塗布厚:1.5mm,排水性舗装:有り	箇所	8				

設計内訳書（本工事）

工事名	河原町通道路改良（その3）工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
溶融式区画線 (矢印・記号・文字, 白, 15cm) (20.0m/箇所)	施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:矢印 記号15cm,塗布厚:1.5mm,排水性舗装:有り	箇所	1				
道路植栽工		式	1				
道路植栽工		式	1				
植樹(低木)	低木樹高60cm未満	本	305				
植樹(高木)	高木幹周20cm以上40cm未満	本	7				
支柱設置 みやこ柚木	支柱形式:高木,二脚鳥居添木なし,規格・仕様:みやこ柚木(防腐加工なし)	本	7				
道路付属施設工		式	1				
道路照明設備設置工		式	1				
道路照明灯建柱 LL-10	GL10m,質量350kg以下,メッキ後ウレタン塗装,貼紙防止塗装,ターレボキシ樹脂塗装,グリスキップ含む	基	1				
道路照明灯建柱 LL-11	GL10m,質量1000kg以下,メッキ後ウレタン塗装,貼紙防止塗装,ターレボキシ樹脂塗装,グリスキップ含む	基	1				
道路照明灯建柱 LL-12	GL10m,質量1000kg以下,メッキ後ウレタン塗装,貼紙防止塗装,ターレボキシ樹脂塗装,制御器が外加工,グリスキップ含む	基	1				
道路照明灯建柱 LL-13	GL10m,質量1000kg以下,メッキ後ウレタン塗装,貼紙防止塗装,ターレボキシ樹脂塗装,制御器が外加工,グリスキップ含む	基	1				
道路照明灯建柱 RL-13	GL10m,質量1000kg以下,メッキ後ウレタン塗装,貼紙防止塗装,ターレボキシ樹脂塗装,制御器が外加工,グリスキップ含む	基	1				

設計内訳書（本工事）

工事名	河原町通道路改良（その3）工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路照明灯建柱 RL-14	GL10m, 質量1000kg以下, マキ後ウレタン塗装, 貼紙防止 塗装, ターレボキシ樹脂塗装, クリスキャップ含む	基	1				
道路照明灯建柱 RL-15	GL10m, 質量1000kg以下, マキ後ウレタン塗装, 貼紙防止 塗装, ターレボキシ樹脂塗装, 制御器ダクト加工, クリスキャ ップ含む	基	1				
照明器具取付	新設, LED道路照明灯具(KCE070-2)	台	5				
照明器具取付	新設, LED道路照明灯具(KCE070-2C)	台	2				
自動点滅器取付(ポール取付)	新設, 自動点滅器JIS2型(6A200V)	個	7				
電線共同溝柵蓋高調整工		式	1				
電力柵蓋高調整工		箇所	4				
通信柵蓋高調整工		箇所	4				
HH柵蓋高調整工		箇所	5				
構造物撤去工		式	1				
構造物取壊し工		式	1				
コンクリート構造物取壊し	構造物区分: 無筋構造物, 工法区分: 機械施工	m3	23				(概)
舗装版切断	舗装版種別: アスファルト舗装版, アスファルト舗装版厚: 15cm を超え30cm以下	m	520				(概)

設計内訳書（本工事）

工事名	河原町通道路改良（その3）工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
舗装版切断	舗装版種別:アスファルト舗装版,アスファルト舗装版厚:15cm以下	m	90				(概)
舗装版破碎	舗装版種別:アスファルト舗装版,舗装版厚:3cm	m2	610				(概)
舗装版破碎	舗装版種別:アスファルト舗装版,舗装版厚:5cm	m2	8				(概)
舗装版破碎	舗装版種別:アスファルト舗装版,舗装版厚:25cm	m2	52				(概)
舗装版破碎 夜間	舗装版種別:アスファルト舗装版,舗装版厚:3cm	m2	74				(概)
舗装版破碎 夜間	舗装版種別:アスファルト舗装版,舗装版厚:5cm	m2	58				(概)
道路付属施設撤去工		式	1				
道路鋸撤去 夜間	施工区分:穿孔式,施工規模:30個以上	個	35				(概)
道路照明灯撤去(G型)	撤去,支柱+照明器具,持込	基	14				(概)
道路照明灯撤去	GL8~12m,重量350kg以下	基	2				(概)
ブロック舗装撤去工		式	1				
インターロッキングブロック撤去	撤去のみ,厚6cm	m2	66				(概)
インターロッキングブロック撤去 夜間	撤去のみ,厚8cm	m2	19				(概)

設計内訳書（本工事）

工事名	河原町通道路改良（その3）工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
特殊ブロック撤去	ブロック規格:視覚障害者誘導用ブロック	m2	10				(概)
特殊ブロック撤去 夜間	ブロック規格:視覚障害者誘導用ブロック	m2	11				(概)
積込(コンクリート殻)		m3	5				(概)
積込(コンクリート殻) 夜間		m3	2				(概)
運搬処理工		式	1				
殻運搬	殻種別:アスファルト殻	m3	32				
殻運搬 夜間	殻種別:アスファルト殻	m3	82				
殻処分	殻種別:アスファルト殻	m3	32				
殻処分 夜間	殻種別:アスファルト殻	m3	82				
殻運搬	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	28				
殻運搬 夜間	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	2				
殻処分	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	28				
殻処分 夜間	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	2				

設計内訳書（本工事）

工事名	河原町通道路改良（その3）工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
現場発生品運搬	発生材種類:スクラップ,積込・荷卸含む	t	0.99				
現場発生品運搬 夜間	発生材種類:スクラップ,積込・荷卸含む	t	0.01				
スクラップ	へビ [°] -H1	t	-1				
スクラップ	アルミ込みガラ	kg	-11				
樹木伐採撤去工		式	1				
低木撤去	H<60cm	m2	7				
高木撤去	90cm≦C<120cm	本	1				
樹木運搬	枝葉・根	回	1				
樹木運搬	幹	回	1				
樹木処分	枝葉	t	0.2				
樹木処分	幹	t	0.6				
樹木処分	根	t	0.3				
仮設工		式	1				

設計内訳書（本工事）

工事名	河原町通道路改良（その3）工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
仮復旧工		式	1				
舗装仮復旧（歩道部） 夜間	平均幅員:1.4m以上, 舗装厚:30mm, 種類:再生密粒度アスファルト混合物(13), プライムコートPK-3	m2	74				
舗装仮復旧（車道部）	平均幅員:1.4m未満, 舗装厚:50mm, 種類:再生粗粒度アスファルト混合物(20), プライムコートPK-3	m2	149				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	交通誘導警備員B	人日	201				
交通誘導警備員 夜間	交通誘導警備員B	人日	45				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工 設計内訳書の区分別の概略発注工 を除く直工の22.8%以内		式	1				(概)を参照
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費		式	1				

設計内訳書（本工事）

工事名	河原町通道路改良（その3）工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
運搬費		式	1				
建設機械運搬費		台	2				
現場環境改善費		式	1				
現場環境改善費（率計上）		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

設計内訳書（公共関連）

工事名	河原町通道路改良（その3）工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路改良		式	1				
排水構造物工		式	1				
側溝工		式	1				
L型街渠	一般部, プレキャストL型側溝(京都市型2号), 据付・撤去, 基礎砕石: 無	m	2				(概)
集水枳・マンホール工		式	1				
街渠枳改修A	型枠, 生コンクリート, 差筋, グレーチング蓋(再利用)	箇所	1				(概)
街渠枳改修B	型枠, 生コンクリート, 差筋, 敷モルタル, A塊ブロック, グレーチング蓋	箇所	1				(概)
縁石工		式	1				
縁石工		式	1				
地先境界ブロック(C型)		m	9				(概)
地先境界ブロック(C型) 夜間		m	22				(概)
舗装工		式	1				
路面切削工 夜間		式	1				

設計内訳書（公共関連）

工事名	河原町通道路改良（その3）工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
路面切削	施工区分・平均切削深さ：全面切削6cm以下，段差すりつけ作業有り	m2	31				
殻運搬（路面切削）	殻種別：アスファルト殻	m3	1				
殻処分	殻種別：アスファルト殻（切削）	m3	1				
道路打換え工（9） 夜間		式	1				
舗装版破碎（急速施工） とりこわし掘削積込	舗装版のみの打換え，舗装版種別：アスファルト舗装版，舗装版厚：9cm	m2	370				
不陸整正	舗装版のみの打換え	m2	375				
基層 舗装の敷均し転圧	舗装版のみの打換え，材料種類：再生粗粒度As混合物（20），舗装厚：50mm	m2	375				
表層 舗装の敷均し転圧	舗装版のみの打換え，材料種類：再生密粒度As混合物（13），舗装厚：40mm	m2	375				
オーバーレイ工（3） 夜間		式	1				
表層	種類：再生密粒度As混合物（13），舗装厚：70mm，平均幅員：3.0m超	m2	98				
区画線工		式	1				
区画線工 夜間		式	1				
熔融式区画線 （白・実線・15cm）	施工方法区分：熔融式手動，規格・仕様区分：実線15cm，塗布厚：1.5mm，排水性舗装：無し	m	130				

設計内訳書（公共関連）

工事名	河原町通道路改良（その3）工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
溶融式区画線 （白・破線・15cm）	施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:破線15cm,塗布厚:1.5mm,排水性舗装:無し	m	20				
溶融式区画線 （白・ゼブラ・45cm）	施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:ゼブラ45cm,塗布厚:1.5mm,排水性舗装:無し	m	6				
溶融式区画線 （矢印・記号・文字,白,15cm） （5.4m/箇所）	施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:矢印記号15cm,塗布厚:1.5mm,排水性舗装:無し	箇所	1				
溶融式区画線 （矢印・記号・文字,白,15cm） （39.7m/箇所）	施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:矢印記号15cm,塗布厚:1.5mm,排水性舗装:無し	箇所	1				
矢羽根（幹線道路）	800×1600,排水性As	箇所	32				
矢羽根（生活道路）	600×720,密粒度As	箇所	7				
自転車マーク（幹線道路）	800×1200,排水性As	箇所	15				
自転車マーク（生活道路）	600×600,密粒度As	箇所	9				
信号設備工		式	1				
信号設備工		式	1				
信号設備設置	A	箇所	1				
信号設備設置	B	箇所	1				
信号設備設置	C	箇所	1				

設計内訳書（公共関連）

工事名	河原町通道路改良（その3）工事					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
信号設備設置	D	箇所	1					
信号設備設置	E	箇所	1					
信号設備設置	F	箇所	1					
信号設備設置	G	箇所	1					
信号設備設置	I	箇所	1					
信号設備設置	地中及びシステム柱ケーブル	箇所	1					
信号設備撤去	B	箇所	1					
信号設備撤去	C	箇所	1					
信号設備撤去	D	箇所	1					
信号設備撤去	E	箇所	1					
信号設備撤去	F	箇所	1					
信号設備撤去	G	箇所	1					
信号設備撤去	I	箇所	1					

設計内訳書（公共関連）

工事名	河原町通道路改良（その3）工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
信号設備撤去	ケーブル他	箇所	1				
構造物撤去工		式	1				
構造物取壊し工		式	1				
コンクリート構造物取壊し	構造物区分:無筋構造物, 工法区分:機械施工	m3	1				(概)
舗装版切断	舗装版種別:アスファルト舗装版, アスファルト舗装版厚:15cm以下	m	17				(概)
道路付属施設撤去工		式	1				
道路鋸撤去 夜間	施工区分:穿孔式, 施工規模:30個以上	個	2				(概)
運搬処理工		式	1				
殻運搬 夜間	殻種別:アスファルト殻	m3	34				
殻処分 夜間	殻種別:アスファルト殻	m3	34				
殻運搬	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	1				
殻処分	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	1				
現場発生品運搬	発生材種類:スクラップ	t	0.18				

設計内訳書（公共関連）

工事名	河原町通道路改良（その3）工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
現場発生品運搬 夜間	発生材種類:スクラップ	t	0.001				
スクラップ	へび-H1	t	-0.2				
スクラップ	アルミ込みガラ	kg	-1				
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	交通誘導警備員B	人日	3				
交通誘導警備員 夜間	交通誘導警備員B	人日	36				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工 設計内訳書の区分別の概略発注工 を除く直工の2.1%以内		式	1				(概)を参照
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				

設計内訳書（公共関連）

工事名	河原町通道路改良（その3）工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
共通仮設費		式	1				
現場環境改善費		式	1				
現場環境改善費（率計上）		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

特記仕様書（個別工事編）

工事名 河原町通道路改良（その3）工事

工事場所 京都市上京区宮垣町他地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和7年8月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和7年8月）」によらなければならない。加えて電気通信設備工事に係る施工に当たっては、電気通信設備工事共通仕様書（令和7年3月、国土交通省）、電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（令和6年3月、国土交通省）及び電気通信設備工事写真管理基準（案）（令和6年3月、国土交通省）によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第2条（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事实施要領」（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」である旨を明示すること（様式不問）。

第3条（受注者希望方式による「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。

- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第4条（前払金）

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照 (<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>)

2 現場条件に関する事項

第5条（施工時間）

施工は昼間・夜間とし、標準的な作業時間帯は、9時～18時（昼間）、21時～6時（夜間）とする。ただし、警察及び地元等と協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第6条（工程）

本工事区間は、葵祭（5月15日）の巡航ルートであることを踏まえ、祭礼時には車道路面の段差等を解消すること。

第7条（工事規制）

- 1 本工事施工箇所は、京都市道路工事調整会規約施行細則第17条に掲げる工事規制のうち、次の各号の規制種別に係る規制路線及び地域内であることから、同条に基づく規制期間及び規制内容を遵守しなければならない。なお、規制範囲は歩車道を含めた全幅とする。

京都市道路工事調整会規約施行細則

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000003649.html>

(1) 年末年始規制

(2) 観光規制

規制種別	規制路線及び地域	規制期間	規制内容
年末年始規制	幹線道路	12月20日～1月5日	規制期間中は、新たな工事に着手し、又は工事区域を拡大してはならない。ただし、道路の仮復旧等、一般交通に開放するための工事はこの限りでない。
	準幹線道路		
	その他道路	12月27日～1月5日	
観光規制	道路工事規制図に記載する地域及び路線	4月1日～5月15日 10月の最終土曜日 ～11月の最終日曜日 (ただし、12月1日が土曜・日曜の場合は12月最初の日曜日まで)	規制期間中は、原則として工事を中止すること

- 2 本工事区間は、5月15日に葵祭の巡行が行われることから、5月15日は工事を中止すること。

第8条（支障物件等）

本工事区間内の支障物件は下表のとおりである。受注者は各企業との連絡を十分行うこと。また、移設時期等を延期するような場合は設計変更の対象とする。

支障物件	管理者	位置	企業者との協議	移設期間	工事方法	立会
人孔等(下水)	上下水道局	各所	未	別途調整	同時期施工	要
人孔等(水道)	上下水道局	各所	未	別途調整	同時期施工	要
人孔等(NTT)	(株)NTTフィールドテクノ	各所	未	別途調整	同時期施工	要
人孔等(関電)	関西電力送配電(株)	各所	未	別途調整	同時期施工	要
人孔等(ガス)	大阪ガスネットワーク(株)	各所	未	別途調整	同時期施工	要
バス停	交通局	No.49R付近	未	別途調整	仮移設	不要
電線	関西電力・NTT	各所	未	別途調整	防護	要

第9条（交通誘導警備員）

- 1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員の有無
規制箇所	3～5名	交通誘導警備員B 3～5名	昼間	無
規制箇所	3～5名	交通誘導警備員B 3～5名	夜間	無

- 2 上表において交替要員を有としている配置場所については、作業中は交通誘導警備員を常時配置するものとし、休憩時等における交替要員を考慮するものとする。

3 監督職員の確認に関する事項

第10条（現場中間検査）

- 1 本工事は、現場中間検査の対象工事とし、実施回数は1回以上とする。
- 2 検査の対象工種及び実施時期は、完成、既済の検査時期及び当該工事の主要工種並びに施工上の重要な変化点である段階確認の実施時期等を考慮し、監督職員と協議のうえ、定めるものとする。
- 3 現場中間検査の検査日時等については、受注者の意見を聞いて監督職員が通知するものとする。
- 4 現場中間検査に要する費用は受注者の負担とする。

第11条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

工種・種別等	細 別	材料・資材・製品
排水構造物工	側溝工	管(函)渠型側溝、プレキャスト L 型側溝
	管渠工	下水取付管（VU φ150）
	集水柵・マンホール工	管(函)渠型側溝用集水柵、水抜きブロック 鋼製グレーチング（ますぶた）（各種）
縁石工	縁石工	歩車道境界ブロック（各種）
		地先境界ブロック（各種）
舗装工	ブロック舗装工	インターロッキングブロック（各種）
		点状・線状ブロック
道路植栽工	道路植栽工	植樹材料（各種）
道路付属施設工	道路照明設備設置工	照明柱、照明器具（各種）
信号設備工	信号設備設置	信号設備（各種）

第12条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第13条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

第14条（立会確認）

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

項目	確認方法・目的等
保安施設設置状況	工事による事故防止のため、監督職員と立会確認をする（ただし、立会確認書は必要としない。）。
企業者の地下埋設物	工事によって企業者等の地下埋設物に悪影響が出ないようにするため、受注者が企業者及び監督職員と立会し、地下埋設物の位置、深さ及び幅等について確認をする。確認方法は、試掘又は各種探知器による。
工事箇所の境界確認	本工事箇所に隣接して、第三者の所有する土地があることから、工事箇所の境界について、工事着手前に事前測量を実施し、監督職員に報告すること。

第15条（品質管理試験）

本工事の施工に伴う品質管理試験の項目や規格値等については、土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値）に記載している。

4 建設副産物に関する事項

第16条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備考
コンクリート塊 (無筋)(昼間)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の 許可を受けた施設 綴喜郡井手町大字井手小字久保 48-1	設計運搬距離 L = 30.1 km
コンクリート塊 (無筋)(夜間)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の 許可を受けた施設 亀岡市篠町王子石原畑 1-1	設計運搬距離 L = 18.5 km
アスファルト塊 (切削)(夜間)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の 許可を受けた施設 京都市伏見区横大路松林町 18-1	設計運搬距離 L = 13.7 km
アスファルト塊 (掘削)(昼間)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の 許可を受けた施設 京都市伏見区横大路松林町 18-1	設計運搬距離 L = 13.7 km
アスファルト塊 (掘削)(夜間)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の 許可を受けた施設 京都市伏見区横大路松林町 18-1	設計運搬距離 L = 13.7 km
建設発生木材 (根・枝葉・幹) (昼間)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の 許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町 45	設計運搬距離 L = 13.0 km
廃路盤材 (昼夜)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の 許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町 78	設計運搬距離 L = 12.8 km

2 舗装切断時等において発生する濁水及び粉塵

受注者は、舗装切断時等において発生する濁水を回収し、産業廃棄物（汚泥）として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

また、受注者は、濁水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

当初設計には濁水及び粉塵の収集運搬及び処分に掛かる費用は計上していない。濁水処理費等が必要な場合は、設計変更の対象とする。

3 建設発生土が発生する場合の対応（指定地処分）

受入地が発行する書類、伝票などの写しを監督職員に随時提出するとともに、その原本との照合による確認を検査時まで監督職員に受けるものとする。

なお、建設発生土の搬出に当たり、仮置きが必要な場合は、沿道環境に配慮した搬出計画を立てるものとし、書面等により事前に監督職員の確認を受けること。

原則、下表に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期等により搬出できない場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。

ただし、実施日において、公共工事間で流用可能な場合は、工事間流用を最優先するものとし、設計変更の対象とする。

<建設発生土>

建設副産物	受入場所	備考
建設発生土 (昼間)	(指定地処分) 豊坂建材株式会社 京都市西京区榎原芋峠 60-3	設計運搬距離 L = 11.9 km
建設発生土 (夜間)	(指定地処分) 株式会社山正 京都市左京区北白川地藏谷町 1-211	設計運搬距離 L = 4.3 km

本工事では土壌調査費等を計上していないが、建設発生土について、以下の事項のいずれかに該当する場合は土壌調査が必要となる。その場合は、設計変更の対象とする。

- (1) 指定している受入場所がある地方公共団体の関係法令に基づく土地の埋立等の許可を得た事業者である場合
- (2) 本工事の土砂等の性状（色、臭い等）や廃棄物の混入等の状況が埋立基準に適合しないおそれがある場合
- (3) 上記の(1)(2)以外に土壌調査が必要となった場合

なお、土壌調査を実施することとなる場合は、建設発生土の搬出前に土壌調査を実施し、以下の資料を監督職員に提出すること。

- (1) 土壌分析結果証明書（計量法第122条第1項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士が発行した土壌の分析結果を証する書類（測定方法を明示したもの））
- (2) (1)の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真

4 建設発生土の受入地の変更

土質性状や搬入時期等により指定する受入地に搬出ができない場合、監督職員は京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設の中から積算上の2番目以降の受入地（以下、「積算受入地」という。）を順次指定し、受注者は搬出の可否を確認するものとする。

積算受入地への建設発生土の搬出について、監督職員と協議のうえ決定するものとし、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、積算受入地に代えて、京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設の中から別の受入地（以下、「提案受入地」という。）を提案することができる。

提案受入地への建設発生土の搬出が適正であると認められる場合はこれを妨げないが、設計変更の対象としない。また、提案受入地での処分にかかる費用が、積算受入地での処分に掛かる費用を下回る場合は、減額の設計変更を行うものとする。

5 伐採樹木の根株等の控除

本工事では、伐採樹木の根株撤去を行う。

変更設計時に、根株等の重量を体積に換算し、残土処分量から控除するため、処分量を明記した証明書（受入確認書等）を監督職員に提出すること。

6 スクラップについて

本工事の施工により発生するスクラップは、下表の条件で積算している。

なお、搬出先は必要な許可を有するものとし、その証明書の写し（搬出先を変更したときのみ）と処分量を明記した証明書（受入確認書等）を監督職員に提出すること。

建設副産物	受入場所	備考
スクラップ (ヘビーH1)	京都市南区東九条南松田町 34	設計運搬距離 L = 6.2 km
スクラップ (アルミ,込みガラ)	京都市南区東九条南松田町 34	設計運搬距離 L = 6.2 km

第17条（特定建設資材の分別解体等及び再資源化等）

(1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(最終改定令和7年6月1日)(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

分別解体等の方法

	工 程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事 □有 ■無	<input type="checkbox"/> 手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 □有 ■無	<input type="checkbox"/> 手作業 □手作業・機械作業の併用

※ 特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。

(2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を別に定める18条様式に記載し、監督職員に報告すること。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18条に基づく報告を省略することができるものとする。

5 その他事項

第18条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の1.5ヶ月前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の2週間前までに提出すること。

第19条（受注者希望型におけるICT活用工事の試行）

- 1 本工事は、「京都市建設局ICT活用工事試行方針（案）」（令和7年8月）（以下「試行方針」という。）及び「京都市建設局ICT活用工事試行要領（案）」（令和7年8月）（以下「試行要領」という。）の内容に従いICT活用工事を試行できる。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「高度情報化」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000290097.html>)

- 2 試行の対象工種は「試行方針」に定めた工種とし、「試行要領」の対象工種の詳細に基づき、ICT活用工事を試行できる。
- 3 受注者が試行を希望する場合、契約後施工計画書の提出までに、受注者はICT活用の効果、具体的な工事内容・数量及び対象範囲について、発注者へ提案、協議を行うこと。発注者と協議が整った施工プロセス①～⑤の全て又は何れかの段階で、ICT施工技術を活用できる。

なお、試行の対象工種が土工、舗装工、舗装工（修繕工）の場合は、施工プロセス①、②、③又は②、④、⑤を含む3つ以上の施工プロセスの活用を基本とし、その他のプロセスを含め協議により選定できる。

- ① 3次元起工測量
 - ② 3次元設計データ作成
 - ③ ICT建設機械による施工
 - ④ 3次元出来形管理等の施工管理
 - ⑤ 3次元データの納品
- 4 ICT活用工事の費用については、当初は計上せず、発注者との協議が整った各施工プロセスの段階を設計変更に必要な経費を計上する。受注者は設計変更に必要な見積書を提出すること。
 - 5 「試行要領」により有効に試行したことが認められた場合は、工事成績の「創意工夫」及び「工事特性」の項目で加点評価する。ただし、①3次元起工測量の1プロセスのみの活用は除く。

第20条（京都市建設局検査書類限定型工事の検査の試行）

- 1 本工事は、「京都市建設局検査書類限定型工事の検査試行要領」（令和7年7月）に基づく対象工事として、検査を試行することができる。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000343988.html>)

- 2 工事の書類検査は、検査時（完成・既済部分・中間）において、下記の8分類に限定して行うことを原則とする。

①施工体制	⑤出来形図書
②施工計画	⑥打合せ簿
③工事材料資料の確認及び 品質規格証明書類	⑦工事写真
④品質管理	⑧電子納品

※1)上記8分類以外の書類も、従来どおり全て監督職員へ提出すること。

※2)検査時に、限定型工事の検査対象書類のみを抜粋するといった、取りまとめを行う必要はない。

※3)以下の工事は書類限定検査の対象外とする。

- ・低入札価格調査の対象となった工事
- ・当該工事で法令遵守等に係る減点対象行為があった場合
(工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表参照)

- 3 検査職員が追加書類を求める場合は、上記8分類以外の追加書類の提出を併せて受注者に通知する。
- 4 実地検査（現場）においては、出来形を確認できる資料を準備すること。
- 5 実施状況や改善点等を把握するためのアンケート調査がある場合には協力すること。

第21条（情報共有システムの利用）

- 1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。
システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。
- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。
- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。
なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>

第22条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

(1) 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(3) 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4) 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

第23条（電気保安技術者）

(1) 電気工作物に係る工事においては、電気保安技術者をおくものとする。

(2) 電気保安技術者は、次による。

(ア) 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。

(イ) 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種電気工事士又は第二種電気工事士の資格を有する者とする。

(3) 電気保安技術者の資格等を証明する資料を提出し、監督職員の承諾を受ける。

(4) 電気保安技術者は、監督職員の指示に従い、電気工作物の保安業務を行う。

第24条（植栽工事における植替え）

1 植栽樹木等が工事完了引渡後1年以内に植栽した時の状態で枯死又は形姿不良（枯枝が樹冠部のおおむね2/3以上となった場合又は通直な主幹を持つ樹木については、樹高の概ね1/3以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態になると想定されるものを含む。）となった場合には、受注者は当初植栽した樹木と同等又はそれ以上の規格のものに植え替えるものとし、樹木等の枯死又は形姿不良の判定は、甲乙立会のうえ行うものとする。ただし、暴風・豪雨・洪水・高潮・地

震・地すべり・落盤・火災・騒乱・暴動等の天災により流出・折損・倒木した場合はこの限りでない。

植替え時期については、甲乙協議するものとする。

なお、本項は樹木等を支給するもの又は樹木等の発生品を使用する場合は適用しないものとする。

- 2 干害・風水害等に起因するものであっても立ち枯れの状態のものについては、前項を適用する。
- 3 植替えを行った樹木等が、工事完了引渡日から1年以内に再枯損した場合は、再度植え替えるものとする。
- 4 本工事における樹木等とは、次のものをいう。
イチョウ、ヒラドツツジ
- 5 以下の細別を植栽割増の対象とする。

工種	種別	細別	備考
道路植栽工	道路植栽工	植樹（低木）	
道路植栽工	道路植栽工	植樹（高木）	

第25条（その他の特記事項）

- 1 受注者は、必ず、着工前に工事ビラ「〇〇工事のお知らせ」を工事箇所の周辺住民に配布すること。なお、様式等は監督職員の指示に従うこと。
- 2 沿道との施工調整等のため、請負者において工事ビラの作成・配布を行う場合は、ビラの内容等について監督職員の承認を得ること。
- 3 関係企業者と立会いを行った場合は、監督職員に関係企業者との協議内容を記載した立会調書を提出すること。
- 4 施工に際し、周辺家屋や道路を汚損してはならない。誤って汚損した場合には、道路開放時間までに清掃するとともに、受注者の責で対応しなければならない。
- 5 本工事の施工にあたっては、「共通仕様書」、「特記仕様書（全工事共通編）」及び「特記仕様書（個別工事編）」とともに、下記基準等によるものとし、疑義のある場合は必ず監督職員に事前に確認を行うこと。
 - (1) 京都市道路構造条例
 - (2) コンクリート標準示方書
 - (3) 舗装設計施工指針、舗装設計便覧、舗装施工便覧
 - (4) 道路土工指針
 - (5) 排水性舗装技術指針（案）
 - (6) 建設発生土利用技術マニュアル
 - (7) 舗装調査・試験法便覧
 - (8) 京都市 道路のためのバリアフリーの手引き
 - (9) その他関係示方書・法令・規則等
- 6 「共通仕様書」、「特記仕様書（全工事共通編）」及び「特記仕様書（個別工事編）」に反して工事を施工した場合、改善またはやりなおしを命ずるが、そのときは、速やかにその指示に従うこと。
- 7 隣接する地元関係者（官公庁等も含む）との協議、施工区域、施工時間、施工日等に関する事項については、受注者の独自の判断で施工してはならない。必ず監督職員に報告し確認を受けること。
- 8 週間工程表については、前の週の木曜日までに監督職員へ提出すること。
- 9 ゴミ収集作業に協力し、付近住民に迷惑をかけること。

- 1 0 騒音・振動等には細心の注意を払い、周辺住民から苦情が出ないようにすること。また、地域住民及び営業車両等からの苦情・要望等に対しては、速やかに監督職員に連絡し、その指示に従うこと。
- 1 1 交通規制を行う際は交通誘導員を配置し、周辺住民から苦情が出ないようにすること。
- 1 2 作業時間外における建設機械等（重建設機械を含む）による車道及び歩道の規制は行わないこと。
- 1 3 車道東側（南行）と西側（北行）を同時に交通規制することは避けること。
- 1 4 受注者は工事の着手までに地下埋設物等の道路占用物件の位置情報等を把握し、占用物件の管理者と密接に連絡を取って占用物件の破損及び占用物件に起因する事故の防止に努めること。
- 1 5 本工事区間はバス路線となっていることから、運行管理者と十分協議のうえ、工事を実施すること。
- 1 6 各占用企業者の人孔蓋等については、高さ調整が必要であるかを必ず確認し、必要がある場合は監督職員に報告すること。
- 1 7 本工事施工に伴って止水栓ボックスの調整工事が発生する場合は、水道局各営業所の指示に従うこと。
- 1 8 工期が観光シーズン等の工事規制の時期と重なる場合は、規制期間を考慮した工程をたてること。
- 1 9 歩道巻込部や隅切部は滞水しやすいことから、工事着手前に前後の排水勾配を測量し、高さ等の変更を行う必要がある場合は監督職員と協議すること。また、工事期間中の路面排水について十分留意し、通行の支障とならないよう措置を講じること。
- 2 0 製品仕様書および本設計図書に反して工事を施工した場合、改善またはやりなおしを命ずるが、その際は、速やかにその指示にしたがうこと。
- 2 1 本工事箇所は、周辺住民の生活道路となっていることから、歩行者や自転車の交通量が多いため、工事の実施に際しては十分注意を払うこと。
- 2 2 本工事の引渡し完了までの間、現場代理人は、昼夜を問わず常時連絡が取れる体制を取ること。
- 2 3 創意工夫等実施状況について、請負者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時まで提出することができる。なお、様式については監督職員の指示によるものとする。
- 2 4 河原町通の計画高さが現況高さよりも上がることから、排水構造物施工後の路肩部において、路肩仮舗装によるすり付けを行うものとし、事故発生防止に努めること。
- 2 5 本工事は「京都市高齢者、障害者等の移動等の円滑化に必要な道路の構造及び特定公園施設の設置の基準に関する条例(平成25年4月1日施行)」、「京都市 道路のためのバリアフリーの手引き 改正第2版(平成25年10月)」における勾配及び段差の基準を満たすことを原則とする。

基準を満たすことが出来ない箇所がある場合は、その旨を監督職員に報告するとともに、必要に応じて対応策を検討したうえで監督職員に提出し、以後の対応については、監督職員の指示に従うこと。

なお、「京都市 道路のためのバリアフリーの手引き 改正第2版(平成25年10月)」については、別途、本市より貸与する。

- 26 視覚障害者誘導用ブロックの色彩は黄色を標準とするが、請負者において周囲の舗装との輝度比が2.0以上確保できることを確認し、それによらない場合は監督職員と協議すること。また、視覚障害者誘導ブロックの敷設位置及び配列については、設計図書による他、監督職員の指示に従うこと。
- 27 アスファルト舗装工において、日毎の施工箇所の端部では、アスファルト合材等により入念にすりつけを行うものとし、事故発生等防止に努めること。
- 28 工事中に既設の視覚障害者誘導ブロックを一時的に撤去する場合は、その間、仮設の視覚障害者誘導表示を行うなど留意すること。
- 29 請負者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮 BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等の確認をすること。また、官民境界及び民境界については民地側等の工事により消失しない箇所に控えを取り、写真を撮影し記録を残しておくこと。また、施工に際しては十分注意し、境界プレートの再現は監督職員の確認を得ること。
- 30 本工事施工以前に着手した電線共同溝新設工事及び占用物件移設工事の影響により、車道舗装及び歩道舗装に仮復旧部分が点在している。着手前に現場確認を行い、仮復旧箇所が残ることのないように施工すること。なお、舗装工の数量及び構造物撤去工の数量に増減の生じることが予想されるため、受注者はそのことに留意し、それぞれの数量の管理を行うこと。
- 31 路面切削における段差すりつけ撤去作業に伴うアスファルト殻の運搬処分については、出来形に応じて追加することとし、設計変更の対象とする。
- 32 ブロック舗装工における透水シートについては、材料費のみを計上しているため、留意すること。
- 33 当工事の隣接工区で電線共同溝新設工事が同時期に施工予定であるため、工事請負者間で十分に調整を行い、工事を進めること。
- 34 本工事の施工に必要な「構造物撤去工 - 構造物取壊し工 - コンクリート構造物取壊し」について、騒音振動対策を不要として積算しているが、現場条件等により疑義が生じる場合には監督職員と協議のうえ、変更設計で対応する。
- 35 本工事で新設・撤去する道路照明灯について、電気契約事務手続きを行うものとする。また、河原町通の既施工区間（府立医大病院～荒神口交差点）における道路照明灯の撤去に際しては、撤去に伴う電気契約事務手続きの実施に併せて、建柱済みの道路照明灯への電気切替による電気契約事務手続きを行うものとする。
- 36 縁石工（地先境界ブロック C 型/夜間）において、基礎コンクリートの材料単価を昼間単価としているが、別途協議により、材料・施工方法を決定する。また、それに伴う変更については設計変更の対象とする。
- 37 信号設備工の施工時期等については、現在、京都府警本部と調整中のため、協議が整い次第、別途指示する。
- 38 道路照明灯撤去における LED 照明の処分については別途協議し、設計変更の対象とする。
- 39 監督職員との連絡は密にとり、疑義が生じた場合は監督職員と十分な打合わせを行い、遺漏のないよう努めること。
- 40 その他については、監督職員の指示に従うこと。

箇所図

